

令和5年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和5年9月5日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第39号 | 尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第40号 | 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第41号 | 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第42号 | 令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について |
| 日程第 7 | 議案第43号 | 令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 8 | 議案第44号 | 令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第45号 | 令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第10 | 議案第46号 | 令和4年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第47号 | 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第48号 | 令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第49号 | 令和4年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第50号 | 令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
(提案説明、審議留保) |

日程第15 議案第51号 尾鷲市教育委員会委員の任命について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第16 報告第3号 令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の報告について

日程第17 報告第4号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業報告及び決算について

(報告、質疑)

○出席議員(6名)

2番 小川公明議員	3番 濱中佳芳子議員
4番 西川守哉議員	7番 内山左和子議員
8番 中村レイ議員	10番 仲明議員

○欠席議員(3名)

1番 南靖久議員	5番 村田幸隆議員
9番 中里沙也加議員	

○説明のため出席した者

市長	加藤千速君
会計管理者兼会計課長	野地敬史君
政策調整課長	三鬼望君
政策調整課調整監	濱田一多朗君
政策調整課調整監	西村美克君
総務課長	森本眞明君
総務課参事	森下陽之君
財政課長	岩本功君
防災危機管理課長	大和秀成君
税務課長	三鬼基史君
市民サービス課長	湯浅大紀君
福祉保健課長	山口修史君

福祉保健課参事
 環境課長
 商工観光課長
 水産農林課長
 水産農林課参事
 建設課長
 水道部長
 尾鷲総合病院事務長
 尾鷲総合病院総務課長
 教育長
 教育委員会教育総務課長
 教育委員会生涯学習課長
 教育委員会教育総務課学校教育担当
 調整監代理学校指導係主幹兼係長
 監査委員
 監査委員事務局長

世古基次君
 民部泰行君
 山中英幹君
 芝山有朋君
 千種正則君
 塩津敦史君
 神保崇君
 竹平專作君
 高濱宏之君
 田中利保君
 柳田幸嗣君
 平山始君
 川村知子君
 民部俊治君
 仲浩紀君

○議会事務局職員出席者

事務局長
 議事・調査係長
 議事・調査係書記

高芝豊
 濱野敏明
 樺田朋実

[開会 午前 9時59分]

議長（仲明議員） おはようございます。

これより令和5年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、令和5年第3回定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第39号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」をはじめとする議案13件と、報告第3号「令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の報告について」をはじめとする報告2件を提出させていただきます。

何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（仲明議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は6名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、1番、南靖久議員は体調不良のため、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。また、9番、中里沙也加議員は出産のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、濱中佳芳子議員、4番、西川守哉議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月27日までの23日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月27日までの23日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第39号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から日程第14、議案第50号「令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計12議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました12議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 令和5年第3回定例会の開会に当たり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、防災対策についてであります。

先月14日から15日にかけて襲来した台風7号では、最大瞬間風速37.9メートルの強い風により、倒木など様々な被害が発生いたしました。

避難者数はピーク時には59世帯73人を数え、さらに、15日未明に発生した停電では、市内世帯の半数を超える最大6,500戸にも及び、2日間以上停電が続いたところもございました。加えて、賀田町、古江町では断水も発生し、古江町においては給水車による給水活動を実施したところであります。

今回の台風災害に際し被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

台風も含め、これらの自然災害からの被害を軽減するためには、これまで発生した災害から得られた教訓を的確に生かし、平常時より災害に対する備えを心がけ、発災時には自ら身の安全を守る「自助」とともに、地域住民が連携してお互いに助け合う「共助」の取組をさらに拡大させることが重要であります。

来月15日には、多くの自主防災会、自治会や消防団が協力し、本市全域被災者ゼロを目指す「尾鷲市防災訓練」を全市民参加型で実施いたします。市民の皆様には、自宅での備蓄品の確認や、玄関先までの避難など、市民一人一人が実施可能な訓練も含めて、積極的な参加をお願い申し上げます。

また、去る6月25日には古江町のアクアステーション周辺におきまして、尾鷲市関係機関合同災害対処訓練を実施いたしました。警察、消防、自衛隊、海上保安部等、21機関300人を超える関係者の皆様が参加し、情報伝達訓練や救

出・救助訓練などを実施したことで、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強化を確認することができたものと実感しております。

次に、長年の懸案事項であります津波避難タワーの整備計画についてであります。

建設場所の課題により計画の見直しとなっていた尾鷲北エリアにつきましては、平成27年度に現東京大学の片田敏孝教授の監修の下、実施した避難タワーの整備候補地を抽出する避難シミュレーションの結果を踏まえ、整備効果が大きく最適な場所として旧中京銀行尾鷲支店の用地を選定し、同用地への設置に向けた検討を進めております。中京銀行様とは昨年度から交渉を重ね、前向きに対応していただいております。今後、合意ができ次第、速やかに予算を含めた整備実行計画をお示しさせていただきたいと考えております。

また、尾鷲南エリアにつきましては、当初の計画どおり、旧矢浜保育園への設置を計画しております。

この避難タワーを整備することにより、避難に時間を要する方や逃げ遅れた方が速やかに避難することが可能となるため、大変減災効果の高い事業であるものと確信しております。

今後におきましては、周辺地域住民の方の御理解を得るため、丁寧に説明してまいりますので、市民の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。

次に、尾鷲総合病院についてであります。

まず、救急医療提供体制におきましては、本年4月から内科4名、外科1名、整形外科1名を増員したことにより、受入れ件数は4月から7月の累計で昨年度に比べ約230件増加し、三重紀北消防組合からも管外搬送の件数は減少しているとの報告を受けております。

また、増員した診療科におきましては、入院患者数は順調に伸びておりますが、コロナ前の入院患者数までは戻ることなく、稼働率50%前後で推移しております。

次に、尾鷲総合病院の経営についてであります。

新型コロナウイルス感染症の陽性患者の受入れ病院として、医療スタッフが懸命に医療活動に従事した結果、令和2年度、3年度と国からの補助金により大きく黒字を計上しており、本定例会に上程しております昨年度の決算におきましても、約5億6,000万円の黒字を計上しております。

しかしながら、先ほど述べましたように、入院患者数はコロナ前に戻ることな

く推移しており、今後は、人口推計、患者動態等から将来の利用率を見極め、病院規模の適正化、診療体制の再構築等を視野に入れた「公立病院経営強化プラン」を策定し、計画に基づく運営により安定した経営を目指します。

なお、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行しておりますが、ウイルス自体の感染力が弱まったわけではなく、お盆の前後から陽性患者数も増加したため、病院内の感染対策に引き続き取り組みながら、市民の皆様身近な病院として安心して受診いただけるよう、医療提供体制を堅持してまいります。

次に、本市の4大イベントについてであります。

まず、先月5日に開催いたしました「第70回おわせ港まつり」につきましては、4年ぶりの通常開催として実施いたしました。朝からの雨模様の中、多くの来場者の方に御参加いただき、イタダキ市やステージイベントは全て開催することができました。

しかしながら、海上花火大会につきましては、天候不順による開始時刻の遅れと、花火の火種が会場の養殖いかだへ引火したことによる火災が発生し、消火活動を実施するために花火を中断しておりましたが、許可時刻の午後10時を過ぎてしまったため、残り二つのプログラムを残し、誠に遺憾ながら、休止となった次第であります。

楽しみにしていただいております市民の皆様及び来訪者の皆様には、改めて心からお詫び申し上げます。来年以降の開催に向けて、同様の事故が起こらないよう、これまで以上に十分安全に配慮し、実行委員会や関係機関と共に大会運営について協議し、対応してまいります。

次に、秋のイベントとして、「全国尾鷲節コンクール」、「おわせ海・山ツーデーウォーク」、「尾鷲磯釣大会」につきましては、実行委員会の皆様、関係者の皆様と開催の準備を進めておりますので、皆様には奮って御参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、第31回バイブズミーティングの誘致・開催についてであります。

本年11月3日から5日までの予定で、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地特設会場で開催されます第31回バイブズミーティング三重につきましては、主催者であるハーレー・ダビッドソン専門雑誌「VIBES（バイブズ）」を発行する有限会社源と官民連携で組織された「2023バイブズミーティング三重実行委員会」において、現在、附帯事業等に係る検討を鋭意進めているところであります。

本イベント実施に当たりましては、騒音など危惧する声があることも報告を受けておりますが、全国のハーレーに乗るバイカー5,000人から1万人が集まる大規模イベントを本市で開催できるチャンスは、今回が最初で最後であると思っております。

また、全国のバイカーの皆さんに、本市をはじめ東紀州地域を知っていただく上でもまたとない機会であり、このチャンスを最大限に生かし、集客交流人口の拡大による地域経済の活性化に結びつけていきたいと考えております。

そして、イベント当日は、本市に来驚されるバイカーの皆さんはもちろん、市民の皆様、地域の皆様も一緒になって楽しんでいただけるイベントにできればと考えております。

なお、イベント期間中は騒音等で、特に会場周辺や沿線の皆様には御迷惑をおかけするかとは思いますが、主催者からは午後9時以降のバイクでの外出禁止及び会場内でのエンジン始動の禁止、また、本市としても、バイカーたちに夢古道おわせなどへ送迎バスを運行するなど、騒音対策にも取り組んでまいります。

本イベントを成功に導くためには、市民の皆様の御理解と御協力が不可欠であると考えておりますので、切にお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本事業につきましては、「寄附者の納得感や達成感が本市への信頼や共感を生む」を旗印に、返礼品の魅力、寄附者へのきめ細かな対応、使途の報告を丁寧に行い、寄附者の継続的な支援を得る取組を推進しております。

その結果、昨年度におきましては、寄附件数では県内3位の4万362人、寄附金額では県内7位の5億1,746万2,000円の応援をいただくことができました。

寄附額が増額した要因はたくさんありますが、中でも事業者の皆様の御協力により、様々な返礼品の新規開発や、地場製品のブラッシュアップ、丁寧な寄附者へのアプローチを行うことで、尾鷲の魅力がさらに寄附者に伝わったものと確信しております。

また、本市をさらに知っていただくきっかけづくりを目的とする尾鷲市感謝企画の一環として、第70回おわせ港まつりに皆様をお招きし、迫力ある花火を御堪能いただきました。

また、御来訪いただいた寄附者の方に土井見世邸で尾鷲らしい干物などの特産品を提供し、地元事業者との交流を図ることができ、皆様から大変御好評をいた

だいたところであります。

このような取組を通じて、活用事例を丁寧に情報発信することや、本市の魅力発信に取り組むとともに、全国から届いた寄附者の願いや思いをしっかりと受け止め、事業者と寄附者とのつながりが継続するような商工振興の推進に加え、ふるさと納税事業をきっかけとした関係人口の創出と拡大をさらに力強く推進してまいります。

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

多目的スポーツフィールド整備事業計画として進めております「国市浜公園整備事業」につきましては、先月2日の行政常任委員会において、公園全体の造成計画や野球場の設計詳細等について報告させていただいたところではありますが、野球場の敷地に係る造成工事の積算が完了しましたので、本定例会に野球場の造成工事費を補正予算案として上程いたしました。

今後、野球場建設から順次工事を実施していく予定であり、本年度中に野球場土地造成工事を完了し、来年度、再来年度の2か年で、野球場の完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、第2回定例会でお認めいただきました「国市浜公園整備に係る避難路概略検討」につきましては、現地踏査、流域調査を終え、調査結果を踏まえた検討に着手しており、今後、段階的にお示しさせていただきますが、先月24日には国市浜公園の予定地からの避難経路について、行政常任委員会で御視察をいただき、皆様から多くの御意見をいただきました。

国市浜公園整備におきましては、皆様が安全安心に御利用いただけるようハード・ソフト両面からの対策を行い、津波による犠牲者を出さないよう検討を進めてまいります。

今後も、円滑な国市浜公園の整備に向け、国、県、関係団体等との連携調整を図り、また、進捗状況について随時報告させていただきながら取組を進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、本市の財政状況についてであります。

令和4年度決算における市税収入は、前年度比485万9,000円の微減でとどまりましたが、引き続き減少傾向となっております。

一方で、令和5年度の普通交付税につきましては、当初算定が37億1,269万1,000円で、前年度算定と比べ7,331万3,000円増加となっております。普通交付税の振替措置である臨時財政対策債が4,350万円減少したものの

の、合計では2,981万3,000円の増加となりました。

また、財政調整基金につきましては、令和2年度及び前年度の普通交付税及びふるさと納税寄附額の増加等もあって積立額が増加し、令和4年度末残高は21億2,157万1,000円となりました。この基金残高につきましては、近年で最も減少した平成30年度末の7億2,605万4,000円から約14億円増加したことになります。

ただし、平成30年度から5年間の財政状況の推移を見てみますと、三役報酬及び職員期末手当等の削減、あるいはふるさと納税寄附金を増加させるための取組など、自助努力は行っているものの、財政構造的に地方交付税など、国の動向に大きく左右される体質に変わりはなく、本質的な改善までには至っていない状況でもあります。

しかしながら、後ほど報告させていただきます財政健全化判断比率のうち、実質公債費比率、将来負担比率は着実に改善してきており、これらについては令和2年2月に策定した尾鷲市財政健全化計画に基づく取組も一つの改善要因であると考えております。

このように、現状においては比較的安定した財政状況であると判断しているところではありますが、今後、公共施設の大規模な耐震・長寿命化をはじめ、大規模事業による市債借入額の増加が見込まれることから、財政見通しを改めて見直した上で、引き続き財政の健全化に取り組んでまいります。

次に、空家等対策についてであります。

昨年度に特定空家等に認定いたしました市内中井町の物件につきましては、建物の破損が著しく、倒壊の危険性が高まっており、万が一、倒壊した場合、隣接する住宅や市道に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、先月21日に空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、本市で初めてとなる略式代執行を宣言し、解体に着手いたしました。

当該特定空家等は、相続放棄に伴い解体等の義務を負う者が確知できない、いわゆる所有者不存在の物件であり、本市が解体しない限り、地域住民の生命、財産、生活環境等を確保することができないため、略式代執行により解体することが望ましいと判断したものであります。

なお、特定空家解体工事につきましては、本年7月24日に落札事業者と契約を締結し、現在、解体工事を進めております。

今後とも、市民の皆様の安全安心な暮らしを実現していくため、所有者自らの

責任において空き家等の適正な管理に努めるよう啓発に取り組むとともに、特定空き家等の発生防止に向けた対策を総合的に講じてまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案しております議案第39号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から議案第50号「令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの12議案につきまして、説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第39号「尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、本市における放課後児童支援員の安定確保に努めるため、条例附則の一部を改正するものであります。

次に、3ページの議案第40号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、児童福祉法の規定に基づく「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、5ページの議案第41号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、7ページの議案第42号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から10ページの議案第45号「令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案について一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第5号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6億1,901万2,000円、国民健康保険事業会計で1,950万2,000円、後期高齢者医療事業会計で655万7,000円をそれぞれ追加、病院事業会計では、歳入で100万円を増額、歳出で37万7,000円を減額し、これにより各会計を含めた予算総額は198億7,810万3,000円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

9 款地方特例交付金 1 9 4 万 3, 0 0 0 円の増額は、交付額の確定によるものであります。

1 0 款地方交付税は、普通交付税の交付額確定により 2 億 2 6 9 万 1, 0 0 0 円を増額するものであります。

1 4 款国庫支出金 4, 1 9 0 万 3, 0 0 0 円の増額は、国市浜公園野球場造成工事に対する社会資本整備総合交付金 4, 0 0 0 万円の追加が主なものであります。

1 5 款県支出金 2, 3 9 5 万 3, 0 0 0 円の増額は、本年度に創設されましたみえ子ども・子育て応援総合補助金 2, 3 4 1 万 5, 0 0 0 円の追加が主なものであります。

1 7 款寄附金 5 万 3, 0 0 0 円の増額は、市内の 2 名の方から御寄附を頂いたものであります。

1 8 款繰入金 3 3 0 万 7, 0 0 0 円の増額は、主なものとして、みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金 1 8 0 万 6, 0 0 0 円及び前年度精算金として、国民健康保険事業会計から 1 2 0 万 9, 0 0 0 円、後期高齢者医療事業会計から 2 9 万 2, 0 0 0 円をそれぞれ繰り入れるものであります。

1 9 款繰越金 3 億 1, 1 9 6 万 2, 0 0 0 円の増額は、令和 4 年度決算に伴う繰越金であります。

2 0 款諸収入 3 0 万円の増額は、バイブズミーティング参加費の追加であります。

2 1 款市債 3, 2 9 0 万円の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業債 4, 1 0 0 万円の追加及び臨時財政対策債発行可能額の確定による 9 0 0 万円の減額が主なものであります。

次に、歳出であります。

3 ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページを御覧ください。

総務費の一般管理費は、庁内ネットワークの更新に伴い不要となるファイル無害化構築業務委託料 3 4 5 万 8, 0 0 0 円の減額が主なものであります。

また、庁舎管理経費は、福祉保健課空調設備改修工事請負費 1 2 7 万 8, 0 0 0 円の追加であります。

財産管理費は、基金積立金として、本補正に伴う財政調整基金積立金4億6,913万1,000円のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し等であります。

交通安全対策費は、台風7号により破損したカーブミラー修繕料88万円の追加であります。

民生費は、各事業における前年度精算金の追加のほか、老人福祉費で、台風7号により破損した聖光園外壁等修繕料27万円の追加及び5ページにあります生活保護総務費の生活保護システム改修委託料101万2,000円の増額が主なものであります。

衛生費では、予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業国庫負担金等の前年度精算金803万1,000円の追加が主なものであります。

農林水産業費は、管理費で、バイブズミーティング開催時の植樹に係る経費30万円の追加であります。

商工費の観光費につきましては、バイブズミーティング開催時のPR等に係る経費62万2,000円の追加のほか、台風7号により破損した夢古道おわせ厨房ガラス修繕料7万3,000円の追加であります。

土木費は、公園費で、台風7号関連の経費としまして、大曾根公園トイレ桶等修繕料24万4,000円及び中村山公園等倒木撤去手数料45万8,000円の追加のほか、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した中村山公園立木伐採業務委託料123万5,000円の増加であります。

消防費は、非常備消防費で、台風7号により破損した消防団車庫修繕料29万7,000円の追加であります。

6ページを御覧ください。

教育費は、各項目において台風7号関連の修繕料を計上しているほか、小学校学校管理費で、給食センターの燃料費164万円及び消耗品費64万円の増額、中学校学校管理費で、みえ子ども・子育て応援総合補助金を活用した尾鷲中学校生徒用防災ヘルメット購入費159万5,000円の追加、公民館費で、図書館の冷暖房機器借上料127万6,000円の追加であります。また、運動場管理費は、多目的スポーツフィールド整備事業に係る国市浜公園野球場造成工事請負費8,100万円の追加であります。

公債費は、令和4年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で20万8,000円の増額、公債費利子で53万1,000円の減額であります。

7 ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、1,950万2,000円を追加し、歳入歳出総額を21億509万9,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金1,856万3,000円の増額、諸収入で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業推進交付金93万9,000円の増額であります。

歳出は、総務費で、総合住民情報システム改修業務委託料372万9,000円の追加、基金積立金で、財政調整基金積立金750万1,000円の増額、諸支出金で、普通交付金及び特別交付金の前年度精算金として706万3,000円の追加及び事業費等の精算による一般会計繰出金120万9,000円の増額により、合わせて827万2,000円の増額であります。

8 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、655万7,000円を追加し、歳入歳出総額を6億8,670万5,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金655万7,000円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金626万5,000円の増額、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計繰出金29万2,000円の増額であります。

9 ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち支出において、前年度取得した医療器械の資産額が確定したため、減価償却費を減額することにより、医療費用を8万7,000円減額するものであります。

工業外費用は、前年度に借り入れた企業債の利率が確定したことにより、29万円減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入において、附帯設備整備事業債の増額により、企業債を100万円増額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。1件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

次に、議案書に戻りまして、11 ページを御覧ください。

議案第46号「令和4年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から

13ページの議案第48号「令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせます。

また、14ページの議案第49号「令和4年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と15ページの議案第50号「令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（仲明議員） 会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長（野地敬史君）登壇〕

会計管理者兼会計課長（野地敬史君） それでは、議案第46号「令和4年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第48号「令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計3議案につきまして、令和4年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要を説明いたします。

1ページを御覧ください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見ますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の122億5,784万円に対し、歳入決算額は121億1,732万679円、予算現額に対する収入率は98.8%であります。歳出決算額は117億9,499万6,198円で、執行率は96.2%となり、歳入歳出差引残額は3億2,232万4,481円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の21億6,870万円に対し、歳入決算額は21億7,340万1,807円、予算現額に対する収入率は100.2%であります。歳出決算額は21億5,483万7,742円、執行率は99.3%、歳入歳出差引残額は1,856万4,065円あります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の7億1,063万7,000円に対し、歳入決算額は7億1,056万5,548円、予算現額に対する収入率は99.9%であります。歳出決算額は7億400万8,122円、

執行率は99.0%、歳入歳出差引残額は655万7,426円であります。

以上、令和4年度の決算総額は、予算現額151億3,717万7,000円に対し、歳入決算額は150億128万8,034円、予算現額に対する収入率は99.1%であります。歳出決算額は146億5,384万2,062円、執行率は96.8%、歳入歳出差引残額は3億4,744万5,972円であります。

次に、2ページを御覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものが区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が1,036万1,000円でございますので、これを差し引いた3億1,196万3,481円が実質収支額となり、令和5年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額1,036万1,000円は、6月5日に開会されました令和5年第2回定例会の報告第1号にて報告させていただきました令和4年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額1億1,688万5,000円の財源内訳における一般財源分であります。特別会計については、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページを御覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により、各款別の主なものについて説明いたします。

1款市税は、予算現額19億2,188万9,000円に対し、調定額は20億5,557万8,541円、収入済額は19億7,077万7,481円、一般会計収入済額全体（構成比）の16.3%を占めております。前年度との比較は485万9,059円の減少となっており、その主な要因は、市民税の減収であります。不納欠損額は404万5,376円、前年度との比較は51万7,271円の減少であります。収入未済額は8,075万5,684円、前年度との比較は123万4,337円の減少であり、収納率は95.8%であります。

2款地方譲与税の収入済額は8,286万8,000円、前年度との比較は415万円の増加であります。

3款利子割交付金の収入済額は82万7,000円、前年度との比較は67万5,000円の減少であります。

4 款配当割交付金の収入済額は 1,254 万 6,000 円、前年度との比較は 220 万 7,000 円の減少であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は 901 万、前年度との比較は 696 万 3,000 円の減少であります。

6 款法人事業税交付金の収入済額は 4,090 万 6,000 円、前年度との比較は 1,499 万 3,000 円の増加であります。

7 款地方消費税交付金の収入済額は 4 億 2,545 万 8,000 円、前年度との比較は 344 万 7,000 円の減少であります。

8 款環境性能割交付金の収入済額は 692 万 9,929 円、前年度との比較は 100 万 9,084 円の増加であります。

次に、5、6 ページを御覧ください。

9 款地方特例交付金の収入済額は 844 万 7,000 円、前年度との比較は 1,392 万 9,000 円の減少であります。これは新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減少等が要因であります。

10 款地方交付税の収入済額は 42 億 8,432 万 1,000 円、一般会計収入済額全体の 35.4% を占めております。前年度との比較は 93 万 4,000 円の増加であります。

11 款交通安全対策特別交付金の収入済額は 133 万 9,000 円、前年度との比較は 18 万 2,000 円の減少であります。

12 款分担金及び負担金の収入済額は 5,942 万 9,519 円、前年度との比較は 302 万 3,114 円の減少であります。収入未済額は 177 万 7,080 円、これは保育所入所保護者負担金であります。

13 款使用料及び手数料の収入済額は 1 億 1,261 万 7,778 円、前年度との比較は 56 万 2,842 円の増加であります。不納欠損額は 1 万 8,300 円で、し尿処理手数料過年度分であります。収入未済額は 959 万 7,317 円、主なものは、市営住宅使用料が 883 万 9,500 円、塵芥収集手数料が 45 万 2,317 円であります。

14 款国庫支出金の収入済額は 17 億 7,679 万 1,173 円、前年度との比較は 1 億 1,282 万 147 円の減少であります。これは主に民生費国庫補助金の減少によるものであります。

15 款県支出金の収入済額は 5 億 8,058 万 997 円、前年度との比較は 2,658 万 5,842 円の増加であります。これは主に農林水産業費県補助金の増

加によるものであります。

次に、7、8ページを御覧ください。

16款財産収入の収入済額は3,599万9,305円、前年度との比較は658万2,883円の増加であります。これは不動産売払収入等の増加によるものであります。

17款寄附金の収入済額は5億8,245万2,693円、前年度との比較は1億1,868万1,486円の増加であります。これはふるさと応援寄附金等による総務費寄附金及び農林水産業費寄附金等の増加が主な要因であります。

18款繰入金の収入済額は6億5,947万5,437円、前年度との比較は7,557万4,973円の減少であります。これは財政調整基金繰入金、都市計画事業基金繰入金の減少が主な要因であります。

19款繰越金の収入済額は3億4,273万2,988円で、前年度との比較は3,172万6,202円の増加であります。

20款諸収入の収入済額は3億51万1,379円、前年度との比較は9,491万7,737円の増加であり、雑入としての折橋墓地移転事業に伴う補償金及びスポーツ振興くじ助成金等の増加が主な要因であります。収入未済額は1,031万4,435円、主なものは、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が980万9,883円であります。

21款市債の収入済額は8億2,330万円、前年度との比較は2億8,150万円の増加であります。これは教育債の増加によることが主な要因であり、目別の増減については備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額122億5,784万円に対しまして、調定額122億2,382万8,871円、収入済額は121億1,732万679円、前年度との比較は3億5,796万2,783円の増加となり、不納欠損額は406万3,676円、収入未済額は1億244万4,516円、収入未済額の主なものは市税であります。歳入全体の予算に対する収入割合は98.8%、調定に対する収入割合は99.1%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に、予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の31ページから36ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、9、10ページを御覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。歳入同様、主なものについて御説明いたします。

1 款議会費は、支出済額 9,234 万 4,854 円、前年度との比較は 1,093 万 1,126 円の減少であります。この主な要因は、議員報酬等の減少によるものであります。執行率は 94.8%であります。

2 款総務費は、支出済額 24 億 1,238 万 7,628 円、前年度との比較は 3 億 3,549 万 3,300 円の減少であります。主な要因は、総務管理費における財産管理費の減少によるものであります。執行率は 97.5%であります。

3 款民生費は、支出済額 35 億 2,365 万 4,673 円、前年度との比較は 1 億 8,841 万 230 円の減少であります。主な要因は、社会福祉費における生活困窮者自立支援事業費及び児童福祉費における児童措置費の減少によるものであります。執行率は 96.1%であります。

4 款衛生費は、支出済額 17 億 917 万 331 円、前年度との比較は 1 億 1,783 万 3,440 円の増加であります。この主な要因は、環境衛生費の増加によるものであります。執行率は 98.3%であります。

次に、11、12 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費は、支出済額 4 億 3,222 万 8,470 円、前年度との比較は 1 億 1,321 万 2,609 円の増加であります。この主な要因は、水産業費における漁港建設費の増加によるものであります。翌年度繰越額は、水産基盤ストックマネジメント事業 1,188 万円であります。執行率は 94.5%であります。

6 款商工費は、支出済額 4 億 2,261 万 8,890 円、前年度との比較は 9,091 万 3,464 円の増加であります。この主な要因は、商工費における商工振興費の増加によるものであります。執行率は 97.5%であります。

7 款土木費は、支出済額 4 億 5,276 万 3,774 円、前年度との比較は 6,087 万 5,569 円の増加であります。この主な要因は、道路橋梁費における道路維持費及び河川費の増加によるものであります。翌年度繰越額 1,490 万 6,000 円は、橋梁長寿命化修繕事業 855 万 8,000 円、急傾斜地崩壊対策事業 634 万 8,000 円であります。執行率は 95.2%であります。

8 款消防費は、支出済額 5 億 2,293 万 3,475 円、前年度と比較は 3,623 万 1,439 円の増加であります。この主な要因は、消防費における非常備消防費の増加によるものであります。執行率は 98.3%であります。

9 款教育費は、支出済額 11 億 1,828 万 6,680 円、前年度との比較は 4

億8,660万6,166円の増加であります。この主な要因は、教育総務費における事務局費の増加によるものであります。翌年度繰越額9,009万9,000円は、矢浜小学校トイレ改修事業589万6,000円、尾鷲中学校多目的ホール空調設備改修事業777万7,000円、多目的スポーツフィールド整備事業7,642万6,000円であります。執行率は87.5%であります。

次に、13、14ページを御覧ください。

10款災害復旧費は、支出済額97万9,000円、前年度との比較は80万800円の増加であります。この主な要因は、公共土木施設災害復旧費の増加によるものであります。執行率は32.6%であります。

11款公債費は、支出済額11億762万8,423円、前年度との比較は673万2,459円の増加であります。執行率は99.9%であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額122億5,784万円に対し、支出済額は117億9,499万6,198円で、前年度との比較は3億7,837万1,290円の増加であります。翌年度繰越額は1億1,688万5,000円、不用額は3億4,595万8,802円、執行率は96.2%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を37ページから44ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、15ページから20ページにつきましては、令和4年度一般会計歳入歳出決算の各種資料であります。15、16ページは、歳入・歳出款別決算額を円グラフで表したものであります。17、18ページは、歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものであります。19、20ページは、平成20年度から令和4年度までの国保・老人保健・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金について支出状況をまとめたものですので、後ほど御参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について御説明いたします。

21、22ページを御覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額3億5,523万2,000円に対し、調定額

は4億4,898万570円、収入済額は3億5,832万2,326円、本特別会計収入済額全体の16.5%を占めております。前年度との比較は2,157万9,485円の減少であります。詳細は備考欄のとおりとなっております。不納欠損額は321万4,847円、前年度との比較は220万5,097円の増加であります。収入未済額は8,744万3,397円、前年度より137万527円の増加であります。収入率は100.8%、収納率は79.8%であります。

2款県支出金は、収入済額15億7,707万9,509円、本特別会計収入済額全体の72.6%を占めております。前年度との比較は8,946万5,867円の減少であります。この主な要因は、普通交付金の減少によるものであります。

3款財産収入は、基金運用収入8,000円であります。

4款繰入金は、収入済額2億1,786万9,068円、前年度との比較は742万4,650円の増加であります。この主な要因は、財政調整基金繰入金の増加であります。

5款繰越金は、前年度からの繰越金1,651万8,563円であります。

6款諸収入は、収入済額360万4,341円、主に一般被保険者延滞金の収入であります。前年度との比較は9万5,230円の減少であります。収入未済額の3万9,123円は一般分医療費返納金であります。

国庫支出金については、収入はありませんでした。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額21億6,870万円に対し、調定額22億6,409万9,174円、収入済額21億7,340万1,807円、不納欠損額321万4,847円、収入未済額8,748万2,520円であります。収入率は100.2%、収納率は95.9%であります。

次に、23、24ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額5,182万3,601円、前年度との比較は6万319円の増加であります。執行率は97.2%であります。

2款保険給付費は、支出済額15億3,330万4,393円、支出済額全体の71.2%を占めております。前年度との比較は7,732万1,854円の減少であります。この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の減少によるものであります。執行率は99.5%であります。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額4億8,104万1,566円、前年度との比較は3,134万7,311円の減少であります。この主な要因は、一

般被保険者医療給付費分納付金の減少によるものであります。執行率は99.9%であります。

4款共同事業拠出金は、支出済額21円であります。

5款保健事業費は、支出済額2,372万8,665円、前年度との比較は349万1,708円の減少であります。この主な要因は、疾病予防費、特定健康診査等事業費の減少によるものであります。執行率は84.1%であります。

6款基金積立金は、支出済額6,122万2,000円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は40万7,000円の増加であります。

7款公債費につきましては、不執行であります。

次に、25、26ページを御覧ください。

8款諸支出金は、支出済額371万7,496円、前年度との比較は1,954万3,523円の減少であります。この主な要因は、保険給付費等交付金償還金の減少によるものであります。執行率は76.1%であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は、予算現額21億6,870万円に對しまして、支出済額は21億5,483万7,742円、前年度との比較は1億3,123万7,086円の減少であります。不用額は1,386万2,258円、執行率は99.3%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、45ページから48ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について説明いたします。

27、28ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、予算現額2億2,267万2,000円に對し、調定額は2億2,667万9,437円、収入済額は2億2,302万2,075円、本特別会計収入済額全体の31.4%を占めております。前年度との比較は552万9,728円の増加であります。この主な要因は、普通徴収保険料の増加によるものであります。収入率は100.1%、収納率は98.3%であります。不納欠損額は25万6,706円、収入未済額は340万656円であります。

2款繰入金の収入済額は4億3,479万3,793円、前年度との比較は103万5,468円の減少であります。この主な要因は、事務費繰入金の減少によるものであります。

3 款繰越金の収入済額は 5 6 9 万 3, 4 7 6 円で、前年度からの繰越金であります。

4 款諸収入の収入済額は 4, 7 0 5 万 6, 2 0 4 円、前年度との比較は 2, 9 0 2 万 9, 1 4 3 円の増加であります。この主な要因は、前年度精算金の増加によるものであります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額 7 億 1, 0 6 3 万 7, 0 0 0 円に対し、調定額は 7 億 1, 4 2 2 万 2, 9 1 0 円、収入済額は 7 億 1, 0 5 6 万 5, 5 4 8 円、不納欠損額 2 5 万 6, 7 0 6 円、収入未済額 3 4 0 万 6 5 6 円、収入率は 9 9. 9 %、収納率は 9 9. 4 %となりました。

次に、2 9、3 0 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費の支出済額は 9 7 2 万 5, 5 7 5 円、前年度との比較は 1 5 1 万 6, 6 1 4 円の増加で、執行率は 9 7. 0 %であります。

2 款広域連合負担金の支出済額は 6 億 4, 7 0 7 万 9, 6 3 6 円、支出総額の 9 1. 9 %を占めております。前年度との比較は 2 4 2 万 8, 0 6 3 円の増加で、この主な要因は、保険料等負担金の増加によるものであります。執行率は 9 9. 0 %であります。

3 款諸支出金の支出済額は 4, 7 2 0 万 2, 9 1 1 円、前年度との比較は 2, 8 9 1 万 1, 3 8 3 円の増加で、この要因は、一般会計繰出金の増加であります。執行率は 9 9. 0 %であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額 7 億 1, 0 6 3 万 7, 0 0 0 円に対しまして、支出済額 7 億 4 0 0 万 8, 1 2 2 円、不用額 6 6 2 万 8, 8 7 8 円、執行率は 9 9. 0 %であります。

なお、歳入歳出各節 5 0 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、4 9、5 0 ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

以上、令和 4 年度尾鷲市一般会計及び二つの特別会計の歳入歳出決算の概要について説明いたしました。また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほど御参照ください。

なお、内容の詳細につきましては行政常任委員会におきまして説明させていただきますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲明議員） ここで休憩をいたします。再開は 1 1 時 1 5 分からといたします。

〔休憩 午前 1 1 時 0 5 分〕

[再開 午前 11 時 15 分]

議長（仲明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、病院事務長。

[尾鷲総合病院事務長（竹平専作君）登壇]

尾鷲総合病院事務長（竹平専作君） それでは、議案第 49 号「令和 4 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして、説明いたします。

まず、決算の説明の前に、令和 4 年度の病院稼働状況について説明申し上げます。

令和 4 年度尾鷲市病院事業会計決算書の 19 ページの業務、1. 業務量（1）稼働状況を御覧ください。

令和 4 年度の入院の延患者数は、一般病床が 2 万 7,821 人、療養病床が 1 万 2 1 人、合計 3 万 7,842 人で、前年度と比較して 9,491 人減少しております。また、病床利用率は、一般病棟の病床数 199 床に対して 38.3%、地域包括ケア病棟の療養病床数 56 床に対して 49%、全体の病床利用率は 40.7%で、前年度の利用率と比較して 10.2 ポイントの減となっております。外来の延患者数は 8 万 3,661 人で、前年度と比較して 2,025 人減少しております。

次に、20、21 ページを御覧ください。

（2）科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、外科が 252 人、産婦人科で 454 人、皮膚科で 8 人増加しておりますが、内科と整形外科がいずれも 5,056 人、眼科で 69 人、泌尿器科で 24 人減少しております。また、外来では、脳神経内科が 69 人、産婦人科で 193 人、眼科で 35 人、精神科で 22 人、放射線科で 859 人、通所リハビリテーションで 1,313 人増加しておりますが、内科で 2,209 人、外科で 139 人、脳神経外科で 114 人、整形外科で 1,539 人、小児科で 10 人、耳鼻咽喉科で 27 人、皮膚科で 458 人、泌尿器科で 20 人減少しております。

それでは、令和 4 年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について説明いたします。

1、2 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入では、第 1 款病院事業収益の予算額 4 億 6,231 万 3,000 円に対し、決算額は 4 億 4,835 万 7,913 円で、予算額に比べ 1 億 8,604 万 4,913 円の増であります。

次に、支出では、第1款病院事業費用の予算額41億4,570万4,000円に対し、決算額は40億8,378万5,658円で、不用額は6,191万8,342円であります。

次に、3、4ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入の予算額5億911万2,000円に対し、決算額は5億1,151万円で、予算額に比べ239万8,000円の増であります。

次に、支出では、第1款資本的支出の予算額6億7,379万2,000円に対し、決算額は6億6,370万1,011円で、不用額は1,009万989円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,219万1,011円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77万6,637円及び過年度分損益勘定留保資金1億5,141万4,374円で補填いたしました。

次に、5、6ページの損益計算書を御覧ください。

1 医業収益は27億4,527万534円、医業費用は38億9,928万8,943円で、医業損失は11億5,401万8,409円あります。

3 医業外収益は18億9,444万2,744円、4 医業外費用は1億7,712万4,602円で、医業外収支は17億1,731万8,142円あります。この額から医業損失を差し引いた5億6,329万9,733円が経常利益であります。

特別利益は17万660円、特別損失は34万6,000円で、経常利益からこの収支差を差し引いた当年度純利益は5億6,312万4,393円あります。これに前年度繰越欠損金12億6,322万1,226円を加えた当年度未処理欠損金は7億9万6,833円となり、この額を翌年度に繰越しするものであります。

次に、7、8ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の2億85万6,095円あります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残額と同額のそれぞれ3,130万9,412円、1,827万6,650円、1億6,696万3,762円あります。その他資本剰余金は、非償却資産

分に係る一般会計からの元金償還繰入金1,216万6,000円により、当年度末残高は26億3,319万6,421円であります。これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は28億4,974万6,245円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純利益5億6,312万4,393円により、当年度末残高はマイナス7億9万6,833円であります。

次に、7ページ下段の欠損金処理計算書を御覧ください。

いずれも当年度処分額はありませので、資本金の処分後残高は2億85万6,095円、資本剰余金の処分後残高は28億4,974万6,245円、未処理欠損金の処分後残高はマイナス7億9万6,833円であります。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について説明いたします。

まず、9ページ、資産の部を御覧ください。

固定資産の(1)有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額の差引きとトの建設仮勘定を合わせた32億851万6,572円あります。(2)無形固定資産は327万9,200円あります。(3)投資その他の資産は455万2,660円で、これら固定資産合計は32億1,634万8,432円あります。

次に、流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品を合わせた流動資産合計24億6,189万6,953円あります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は56億7,824万5,385円あります。

次に、10ページ、負債の部を御覧ください。

3 固定負債の(1)企業債は、令和6年度以降償還予定の企業債16億5,164万9,770円あります。(2)引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した6億2,987万1,534円で、固定負債合計は22億8,152万1,304円あります。

4 流動負債の(1)一時借入金はございません。(2)企業債は、令和5年度償還予定の5億2,456万7,649円あります。(3)未払金は1億7,756万5,899円、(4)引当金は、イ賞与引当金、ロ法定福利費引当金で、引当金合計は1億3,113万3,890円あります。(5)その他流動負債は1,316万9,074円で、流動負債合計は8億4,643万6,512円あります。

5 繰延収益は、収益化累計額を差引きした長期前受金が1億9,978万2,0

6 2 円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は 3 3 億 2, 7 7 3 万 9, 8 7 8 円であります。

次に、1 1 ページ、資本の部を御覧ください。

6 資本金は、2 億 8 5 万 6, 0 9 5 円であります。

7 剰余金の（1）資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロ寄附金、ハ国県補助金、ニその他資本剰余金を合計した 2 8 億 4, 9 7 4 万 6, 2 4 5 円であります。（2）欠損金は、イ当年度未処理欠損金と同額の 7 億 9 万 6, 8 3 3 円となり、これを資本剰余金から差し引いた 2 1 億 4, 9 6 4 万 9, 4 1 2 円が剰余金合計であります。資本金と剰余金を合わせた資本合計は 2 3 億 5, 0 5 0 万 5, 5 0 7 円、負債の部と合わせた負債資本合計は 5 6 億 7, 8 2 4 万 5, 3 8 5 円で、9 ページの資産合計額と同額であります。

次に、1 2、1 3 ページには会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

以上、議案第 4 9 号「令和 4 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

なお、決算書の 1 4 ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲明議員） 次に、水道部長。

〔水道部長（神保崇君）登壇〕

水道部長（神保崇君） 議案第 5 0 号「令和 4 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、令和 4 年度の水道事業の概況について御説明いたします。

令和 4 年度尾鷲市水道事業会計決算書の 1 3 ページを御覧ください。

令和 4 年度の給水戸数は 8, 9 2 8 戸で、前年度に比べて 1 3 9 戸の減であり、普及率は 9 9. 9 %でございます。年間総給水量は 3 4 0 万 6, 6 8 4 立方メートル、前年度と比較すると給水量で 4 万 3, 7 8 4 立方メートルの増、有収水量で 1 2 万 6, 2 3 4 立方メートルの減となっております。有収率は減少しており、原因は老朽給水管からの漏水によるものが主な要因と考えられます。毎日の給水量の状況確認により、給水過多の地域が見受けられる場合には、職員による漏水調査を実施し、また、毎年計画的に実施している管路診断業務委託により漏水箇所を発見し、漏水修繕を実施することにより漏水量を減少させるよう努めており

ます。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において、北浦西町、大曾根、泉町地内の配水管布設替工事を実施いたしました。

簡易水道においては、須賀利、賀田、曾根、三木里地内の配水管布設替工事、九鬼地内配水管改良工事、賀田第1（南）浄水場設備取替工事（機械設備その2）、三木浦配水池他テレメータ取替工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、事業収益4億5,155万7,580円に対し事業費用4億7,139万7,851円で、差引き1,984万271円の純損失を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

（1）収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款水道事業収益、予算額4億9,393万8,000円に対し、決算額は4億8,966万8,738円で、予算額を426万9,262円下回っております。

次に、支出の第1款水道事業費用、予算額5億2,130万6,000円に対し、決算額は5億324万3,543円で、1,806万2,457円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの（2）資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入、予算額6,192万3,000円に対し、決算額は5,682万3,700円で、予算額より509万9,300円下回っております。

次に、支出の第1款資本的支出、予算額3億1,647万7,000円に対し、決算額は3億1,197万546円であり、不用額は450万6,454円となりました。

資本的収支におきまして、収入額が支出額に対して不足する額2億5,514万6,846円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額611万4,466円、当年度分損益勘定留保資金1億7,157万7,413円、減債積立金7,745万4,967円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。

1. 「営業収益」3億8,263万7,841円から2. 「営業費用」4億3,414万4,872円を差し引いた5,150万7,031円が営業損失で、これに3. 「営業外収益」6,891万9,739円を加え、4. 「営業外費用」3,668万2,883円を減額いたしますと、経常損失は1,927万175円とな

ります。この経常損失から6. 「特別損失」57万96円を増額した1,984万271円が当年度純損失となります。これに前年度繰越利益剰余金2億5,552万737円と減債積立金の取崩しにより発生したその他未処分利益剰余金変動額7,745万4,967円を加えた3億1,313万5,433円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金当年度末残高は20億8,441万8,459円となっております。剰余金のうち資本剰余金につきましては、前年度末残高と同額の4,682万388円となります。

利益剰余金につきましては、減債積立金7,000万円を積み立て、補填財源として使用した7,745万4,967円を減額した1億3,774万1,448円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が未処分利益剰余金に計上されま

す。

建設改良積立金は、前年度末残高と同額となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金3億1,313万5,433円で、利益剰余金合計は5億2,731万2,837円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について本議案において一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金3億1,313万5,433円のうち、減債積立金として7,000万円を積み立て、減債積立金の取崩しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額と同額分7,745万4,967円を資本金へ組み入れ、残額の1億6,568万466円を翌年度へ繰越しするものでございます。

次に、8ページから10ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、8ページの資産の部であります。1. 「固定資産」は、(1)有形固定資産から(3)投資その他の資産までの合計で46億7,984万1,364円になっています。2. 「流動資産」は、(1)現金預金から(4)その他流動資産までの合計で6億1,655万6,661円で、資産合計は52億9,639万8,025円となります。

次に、9ページの負債の部であります。3. 「固定負債」は、(1)企業債と(2)引当金の合計で20億3,440万7,865円となります。4. 「流動負債」は、(1)企業債から(4)その他流動負債までの合計2億8,256万

9,405円となり、5. 「繰延収益」3億2,086万9,071円を合わせた負債合計は26億3,784万6,341円となります。

次に、10ページの資本の部であります。6. 「資本金」は20億8,441万8,459円となり、7. 「剰余金」は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計5億7,413万3,225円で、合わせた資本合計は26億5,855万1,684円となります。負債資本の合計は52億9,639万8,025円となり、8ページ下段、資産合計の額と一致しております。

次の11ページ、12ページは会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で、議案第50号「令和4年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の説明といたします。

なお、決算書の13ページから30ページまで決算附属書類を添付してございますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第15、議案第51号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（仲明議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、人事案件について説明いたします。

議案書の16ページを御覧ください。

議案第51号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、北裏佳代氏の任期が本年9月30日に任期満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有している北裏佳代氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第15、議案第51号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（仲明議員） 挙手全員であります。よって、議案第51号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第16、報告第3号「令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の報告について」及び日程第17、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業報告及び決算について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

まず、議案書の18ページを御覧ください。

報告第3号「令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の報告について」につきまして、説明いたします。

これにつきましては、本市の令和4年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、19ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

以上をもちまして、報告第3号「令和4年度健全化判断比率及び令和4年度資金不足比率の報告について」の説明とさせていただきます。

次に、20ページの報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（仲明議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（平山始君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（平山始君） それでは、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業報告及び決算について」につきまして、報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

令和4年度事業報告及び決算の1ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、令和4年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

次に、4ページを御覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり、合計2万4,175人で、前年度とほぼ同じ来館者数となっております。

次に、5ページには、催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページを御覧ください。

これは本振興会が主催及び共催した事業であります。コンサート、映画、共催事業として尾鷲節コンクールや教育フェスティバル、せぎやま倶楽部の発表会など、計9回の事業を実施しております。

次に、7ページの貸借対照表を御覧ください。

I資産の部ですが、1流動資産と2固定資産を合計した資産合計は4,270万224円で、II負債の部では負債合計が176万8,114円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額4,093万2,110円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、8ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、(1)経常収益の内訳は、①基本財産運用益が6,612円、これは基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が850万2,037円で、内訳といたしまして、入場料収益が197万4,266円、刊行物等販売収益が6万6,361円、これは自動販売機売捌手数料であります。貸館利用料収益は646万1,410円となっております。

次に、③雑収益が370円、これは来館者のコピー代等で、次に、④管理受託収益4,787万2,000円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は5,638万1,019円となり、前年度と比較しますと215万9,940円の増額となります。増額の主な要因としましては、コンサート等の自主事業が増えたことによる入場料収入の増額です。

次に、(2)経常費用の①事業費を御覧ください。このうち主な事業経費といたしましては、給料手当479万5,646円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金820万9,068円は職員3名分、福利厚生費209万1,488円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。光熱水費1,083万6,945円、賃借料80万901円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等であります。委託費1,827万6,658円は、自主事業公演委託料及

び会館保守管理業務委託費であります。事業費計は5,014万3,472円となります。増額の主な要因といたしましては、大ホールの利用増加に伴う光熱水費、自主事業実施が増えたことによる委託費の増額です。

次に、②管理費を御覧ください。このうち主なものは、職員1名分の臨時雇用賃金282万1,926円であります。次のページ、委託費129万2,958円は、会館保守管理業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては5,672万1,677円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額マイナス34万658円が当期経常増減額となります。この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税34万7,100円を差し引いたマイナス68万7,758円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高4,161万9,868円を加えますと、一般正味財産期末残高は4,093万2,110円となり、7ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、10ページから11ページまでは、ただいま説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成25年度からは、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲中学校文化祭等の共催事業並びに貸館事業等に係る会計でございます。公益財団法人事業を毎年継続していくためには、公益比率が50%を超えることとされており、前年度の公益比率は69.2%ですので、公益目的を果たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、12ページには、財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。基本財産の定期預貯金3,000万円及び特定資産の普通預金699万545円は、御覧の金融機関に預貯金されております。

次に、13ページは、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、14ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。資産の部

では、流動資産合計569万9,514円と固定資産合計3,700万710円を合わせた資産合計は4,270万224円であります。Ⅱ負債の部では、負債合計が176万8,114円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は4,093万2,110円となります。

次に、15ページには、5月27日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第4号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和4年度事業報告及び決算について」の報告とさせていただきます。

議長（仲明議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日9月6日から9月10日までを休会とし、11日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時50分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 仲 明

署名議員 濱 中 佳 芳 子

署名議員 西 川 守 哉